○阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程

制　定　平成４年３月30日　訓令第２号
改　正　平成14年１月21日　訓令第１号
　　平成14年３月19日　訓令第３号
　　平成23年１月21日　訓令第１号
　　平成28年12月27日　訓令第６号
　　平成29年３月31日　訓令第２号
　　令和２年３月18日　訓令第１号
　　令和３年３月25日　訓令第１号

（目的）

第１条　この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において職員とは、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の適用を受ける職員をいう。

一部改正〔令和２年訓令第１号〕

（育児休業をすることができない職員）

第３条　次に掲げる職員は、育児休業をすることができない。

(1)　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員

(2)　阪神水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第５号）第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員

(3)　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ　次のいずれにも該当する非常勤職員

(イ)　引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

(ロ)　その養育する子（第４条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第４条第５項の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ハ)　勤務日の日数を考慮して企業長が定める非常勤職員

ロ　第４条第４項第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号及び同項において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業

をしている非常勤職員に限る。）

ハ　第４条第５項に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の１歳６か月到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳６か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ニ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

一部改正〔平成14年訓令第１号、平成23年訓令第１号、令和２年訓令第１号〕

（再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間）

第３条の２　育児休業法第２条第１項ただし書に規定する期間は、当該子の出生日から起算した57日間とする。

本条追加〔平成23年訓令第１号〕

（育児休業の承認）

第４条　職員は、企業長の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童（児童福祉法第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第１項第３号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。））を養育するため当該子が３歳に達する日（非常勤職員の当該子に係る育児休業ができる日は、第４項に定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に該当するときは、２歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（第３条の２に規定する期間内に、職員（当該期間内に阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号。第11条第２項において「勤務時間等規程」という。）第11条第１項に規定する産後休暇を取得し、勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一部改正〔平成14年訓令第１号、平成23年訓令第１号、平成28年訓令第６号、平成29年訓令第２号、令和２年訓令第１号〕

2　育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業を始めようとする日の１月前までに、育児休業承認請求書（様式第１）により、その承認を請求するものとする。

3　企業長は、前項の規定による承認の請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

4　第１項の非常勤職員の当該子に係る育児休業ができる日は、当該子の養育の事情に応じ、１歳に達する日から１歳６か月に達する日までの間で次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

⑴　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日

⑵　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この項及び次項において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

⑶　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採

用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日

イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が定める場合に該当する場合

本項追加〔令和２年訓令第１号〕

5　第１項の当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの項に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

⑴　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳６か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳６か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

⑵　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が定める場合に該当する場合

本項追加〔令和２年訓令第１号〕

6　第１項の特別の事情とは、次に掲げる事情とする。

⑴　育児休業の承認を受けている職員（以下「育児休業職員」という。）が、産前の休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ　死亡した場合

ロ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合

⑵　育児休業をしている職員が第７条第２項第２号に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ　前号イ又はロに掲げる場合

ロ　民法第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

⑶　育児休業職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

⑷　育児休業職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより、当該育児休業の承認が取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。

⑸　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書（様式第２）により企業長に申し出た場合に限る。）。

⑹　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

⑺　第４条第４項第３号に掲げる場合に該当すること又は同条第５項の規定に該当すること。

⑻　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

一部改正〔平成14年訓令第３号、平成23年訓令第１号、平成28年訓令第６号〕　旧４項一部改正・繰下〔令和２年訓令第１号〕

❖〔神追七五〕

（育児休業の期間の延長）

第５条　育児休業職員は、企業長に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

２　育児休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、１回に限るものとする。

３　前項に規定する特別の事情とは、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について、育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

一部改正〔令和２年訓令第１号〕

４　前条第２項及び第３項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

（育児休業の効果）

第６条　育児休業職員は、育児休業を開始した時就いていた職を保有するが、職務に従事しない。

（育児休業の承認の失効等）

第７条　育児休業の承認は、当該育児休業職員が産前の休暇を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休暇若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

２　企業長は、育児休業職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

⑴　育児休業職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったとき。

⑵　育児休業職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

一部改正〔平成14年訓令第３号、平成23年訓令第１号〕

（育児休業の承認の失効等に伴う届出）

第８条　育児休業職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。

⑴　育児休業に係る子が死亡した場合

⑵　育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

⑶　育児休業に係る子を養育しなくなった場合

一部改正〔平成23年訓令第１号〕

２　前項に規定する届出は、養育状況変更届（様式第３）により行うものとする。

一部改正〔平成14年訓令第３号、令和２年訓令第１号〕

（職務復帰）

第９条　育児休業職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（第７条第２項第２号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、職務に復帰するものとする。

一部改正〔平成14年訓令第３号、令和２年訓令第１号〕

（育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止）

第10条　職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

一部改正〔平成23年訓令第１号〕

（部分休業）

第11条　企業長は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（第４項において「部分休業」という。）を承認することができる。

一部改正〔平成14年訓令第１号、平成23年訓令第１号、令和２年訓令第１号〕

２　前項の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて２時間（勤務時間等規程第４条の規定による育児時間を承認されている職員については、２時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

一部改正〔令和２年訓令第１号〕

３　第１項の承認を受けようとする職員は、部分休業承認請求書（様式第４）によりその承認を請求するものとする。

一部改正〔平成14年訓令第３号〕

４　第７条、第８条及び第10条の規定は、部分休業について準用する。

（施行細目）

第12条　この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

旧13条繰上〔平成23年訓令第１号〕

附　則

１　この規程は、平成４年４月１日から施行する。

２　阪神水道企業団女子職員の育児休暇に関する規程（平成元年12月訓令第４号）は、廃止する。

附　則　（平成14年１月21日訓令第１号）

この規程は、公布の日から施行し、平成13年４月１日から適用する。ただし、第３条中第４条第１項及び第11条の改正規定は、平成14年４月１日から施行する。

附　則　（平成14年３月19日訓令第３号）

（施行期日）

1　この規程は、平成14年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日前に改正法の規定による改正前の育児休業法第２条第１項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法の規定による改正後の育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第２条第２項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3　前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附　則　（平成23年１月21日訓令第１号）

この規程は、公布の日から施行し、平成23年１月１日から適用する。

附　則　（平成28年12月27日訓令第６号）

この訓令は、平成29年１月１日から施行する。

附　則　（平成29年３月31日訓令第２号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則　（令和２年３月18日訓令第１号）抄

（施行期日等）

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。〔ただし書略〕

（阪神水道企業団公舎規程の廃止）

4　阪神水道企業団公舎規程（昭和44年訓令第４号）は、廃止する。

附　則　（令和３年３月25日訓令第１号）

（施行期日）

1　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第１　全部改正〔平成14年訓令第３号、令和３年訓令第１号〕

育児休業承認請求書

請求年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団

企業長　　様

請求者　所　属

職　名

氏　名

下記のとおり育児休業の承認を請求します。

1　請求に係る子		2　請求者以外の子の親	
氏　　名		氏　　名	
続　　柄		子との同・別居	□同居　□別居
生年月日	年　月　日生	就業の有無	□有　□無
3　請求の内容	□　育児休業　□　育児休業期間の延長		
	□　再度の育児休業　□　再度の育児休業期間の延長 （再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入）		
4　請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
5　既に育児休業をした期間	年　月　日から　年　月　日まで		
	年　月　日から　年　月　日まで		
6　備　　考			

（注）１　この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。

２　子の出生前に請求する場合は、「４　請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「１　請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

３　備考欄には、(ｱ)　請求に係る子以外に３歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(ｲ)　請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ｳ)　請求に係る子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

４　該当する□には×印を記入すること。

様式第２　全部改正〔平成14年訓令第３号、令和２年訓令第１号、令和３年訓令第１号〕

育児休業計画書

提出年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

所　属
職　名
氏　名

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程第４条第１項及び第６項第５号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

１　育児休業の承認の請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年　月　日生
２　請求者の育児休業計画			
育児休業請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
再度の育児休業請求予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
３　配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
養育予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
子を養育するために利用する制度等	□ 育児休業　□ 育児休業以外の休業・休暇 □ その他（　　）		
４　備考			

（注）１　育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
２　請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入する。
３　請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（３月以上の期間に限る。）が記入されることとなる。
４　子の出生前に提出する場合は、「１　育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
５　変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。
６　該当する□には×印を記入すること。

様式第３　全部改正〔平成14年訓令第３号、令和３年訓令第１号〕

養育状況変更届

年　　月　　日　届出

阪神水道企業団
企業長　　様

所　属
職　名
氏　名……

下記のとおり［□ 育児休業　□ 部分休業］に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

１．届出の事由

□　休業に係る子を養育しなくなった

□　同居しなくなった　□　負傷・疾病　□　その他（　　）

□　休業に係る子を配偶者が養育できることとなった

□　休業に係る子が死亡した

□　休業に係る子と離縁した（養子縁組の取り消しを含む）

□　休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

□　その他（　　）

２．届出の事由が発生した日

年　　月　　日

〔神追七五〕

様式第４　追加〔平成14年訓令第３号〕　全部改正〔令和３年訓令第１号〕

部分休業承認請求書

請求年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

請求者　所　属
職　名
氏　名……

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

1　請求に係る子		2　請求者以外の子の親	
氏　　名		氏　　名	
続　　柄		子との同・別居	□同居　□別居
生年月日	年　月　日生	就業の有無	□　有　□　無
3　託児の態様	□　託児施設（　　）　□その他（　　） （託児時間：　時　分～　時　分）（託児時間：　時　分～　時　分）		
4　通勤時間	時間　分（託児先を経由する時間を含む）		

5　請求期間及び時間	期　　間		時　　間
	年　月　日から 年　月　日まで	□毎　日 □その他（　）	午前　時　分～　時　分 午後　時　分～　時　分
	年　月　日から 年　月　日まで	□毎　日 □その他（　）	午前　時　分～　時　分 午後　時　分～　時　分
6　備　　考			

（注）１　この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること。

２　請求に係る子について、(ア)　職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ)　託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。

３　該当する□には×印を記入すること。